専門医認定研修実施要綱

一般社団法人 日本接着歯学会

(2021年9月26日制定)

#### 序文

日本接着歯学会専門医制度規則(以下「規則」という。)第6条において定められた専門医認定研修は、専門医認定の申請者及び同資格更新希望者に対し、歯科医学の基幹をなす接着歯学領域における検査・診断と治療のための最新で高度な技能・知識を修得させることを目的としており、国民から信頼される専門的歯科医療の提供と実績ある接着歯科治療専門医(以下「専門医」という。)としての質を担保するために不可欠な研修と位置づけています。

専門医認定研修実施要綱は、専門医認定研修の実施にあたり、認定研修施設の指定、研修体制の整備及び専門医の認定に係る必要事項について総覧的にまとめたものです。

本要綱を参考に、日本接着歯学会専門医制度細則(以下「細則」という。)、 専門医認定研修ガイドライン及び専門医認定審査実施要項をあわせて参照の上、 本会の使命とする接着歯科治療専門医の養成を目指していただければ幸いです。

専門医認定委員会

本要綱は、以下の項目からなる。

- 専門医認定研修施設指定の申請要件及び認定基準
- II. 専門医認定研修施設指定の更新要件及び認定基準
- III. 接着歯科治療専門医育成のための研修体制
- IV. 接着歯科治療専門医認定の申請要件及び認定基準
- V. 接着歯科治療専門医資格の更新要件及び認定基準

# I. 専門医認定研修施設指定の申請要件及び認定基準

1. 研修施設指定の申請時における要件

## 1) 申請資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する医療機関は、専門医認定研修施設 (以下「研修施設」という。)として指定申請を行うことができる。ただし、 指定は、専門研修に必要な臨床を行う医療施設名とする。(基礎系の講座名 は研修施設とはならない。)

- (1) 大学病院・大学附(付) 属病院の接着歯科治療に関連する診療部門 (所轄の講座又は分野を含む。)(規則第7条第1項)
- (2) 本会の示す研修目的を達し、かつ指導医の管理体制のもとで接着歯学に関わる研修や教育を5年以上継続して行うことが可能な大学以外の施設。なお、小規模個人診療所においては、指導医による接着歯学に関わる専門教育が行われる環境及び人的資源が整備されていることでこれを満たす(規則第7条第2項)。

#### 2) 研修指導体制

- (1) 常勤指導医1名以上が在籍すること
- (2) 専門研修医受入人員数は、常勤指導医 1 名あたり常時 10 名以内とする こと
- (3) 常勤指導医の他に常勤専門医が在籍する場合には、受入人員数を常勤専門医1名につき最大5名まで増員できるものとする。

(例示:常勤指導医1名、常勤専門医2名の場合

→最大受入人員数 10+5+5=20 名)

ただし、指導医の監督の下で常勤専門医が研修指導の補助を行うことができる場合に限る。

- (4) 各年の受入人員数は、常勤指導医数及び常勤専門医数の増減を見据えて十分な指導が行き届く範囲で調整すること
- (5) 研修期間5年以上の指導を継続して行うことができる体制が整っていること

#### 3) 研修施設の診療実績及び診療環境・設備

- (1) 専門研修医の到達目標・経験目標の達成に支障の無い診療実績(症例数など)を確保できるだけの患者数が見込めること
- (2) 受入人員に対して接着歯科治療領域の専門研修の実施に必要十分な診療台及び診療設備・機器などが整っていること
- (3) 接着歯科治療領域の図書、視覚資料が充実していること

# 2. 研修施設指定の認定基準及び指定の登録

#### 1) 認定基準

申請書類をもとに、専門医認定委員会において上記の1)~3)の要件について審査する。なお、審査に際し、必要に応じて施設内の実地調査を行う場合がある。

#### 2) 指定申請時の必要書類

- (1) 専門医認定研修施設指定申請書(13号様式)
- (2) 研修施設申告書(14号様式)
- (3) 研修カリキュラム

#### 3) 指定の登録(規則第9条)

- (1) 専門医認定委員会の審査において申請資格を満たしていると認めた施設を、理事会の議を経て研修施設と指定する。
- (2) 研修施設と指定された施設の指導医は、細則第18条に定める登録料を添えて本会に登録申請を行う。
- (3) 研修施設の指定を受けた施設には認定証を交付し、本会発行の「接着歯学」及び本会公式ホームページ等に研修施設名を掲載し、理事会及び社員総会で報告する。
- (4) 研修施設指定の登録内容に変更が生じた場合には速やかにその内容を専門医認定委員会に届け出なければならない。

# Ⅱ. 専門医認定研修施設指定の更新要件及び認定基準

- 1. 研修施設指定の更新申請時における要件
- 1) 研修指導体制の報告

- (1) 更新申請時の常勤指導医数、常勤専門医数、常勤歯科医師数を報告すること
- (2) 研修期間5年以上の指導を継続して行うことができる体制が整っていること

# 2) 研修施設の診療実績、診療環境・設備

- (1) 専門研修医の到達目標・経験目標の達成に支障の無い診療実績(症例数など)を確保できるだけの患者数が見込めること
- (2) 受入人員に対して接着歯科治療領域の専門研修の実施に必要十分な診療台及び診療設備・機器などが整っていること
- (3) 接着歯科治療領域の図書、視覚資料が充実していること

#### 3) 研修実績の報告

- (1) 直近5年間の研修受入実績を報告すること
- (2) 直近5年間の専門医申請者数を報告すること
- (3) 直近5年間の研修実績状況の概略を報告すること

## 2. 研修施設指定更新の認定基準及び登録変更

#### 1) 認定基準

専門医認定委員会において上記の1)~3)の要件について審査する。なお、審査に際し、必要に応じて施設内の実地調査を行う場合がある。

#### 2) 更新申請時の必要書類

- (1) 専門医認定研修施設更新申請書(15号様式)
- (2) 研修施設報告書(16号様式)
- (3) 研修カリキュラム (変更がある場合のみ)

#### 3) 登録内容の変更

直近5年間に研修施設指定の登録内容に変更が生じた場合には、該当する事項について専門医認定委員会に届け出なければならない。

# Ⅲ.接着歯科治療専門医育成のための研修体制

# 1. 研修指導方法

- (1) 専門医の育成は、研修カリキュラム制によるものとする。
- (2) 各研修施設は、「日本接着歯学会 専門医認定研修ガイドライン」(以下「研修ガイドライン」という。) に沿って到達目標を達成するための研修カリキュラムを作成する。
- (3) 研修カリキュラムの作成指針、研修目標、研修の方法、研修の評価法については、研修ガイドラインに定める。
- (4) 研修カリキュラムの内容は各研修施設と担当指導医が作成し、研修を受ける者(専門研修医)が必要とする研修期間、研修内容にあわせて調整することができる。
- (5) 作成した研修カリキュラムは、指定申請時に専門医認定委員会に提出する。

#### 2. 研修実施施設

研修を実施する施設は、原則として本会指定の研修施設とする。ただし、開業歯科医師及び勤務歯科医師が診療を続けながら研修をする場合の措置については、研修ガイドラインに定める。

#### 3. 研修期間

研修施設における研修期間は以下(1)~(3)のいずれかを満たすものとする。 ただし、研修継続が困難となった場合の措置については、研修ガイドライン に定める。

- (1) 一施設において5年以上
- (2) 複数の研修施設において研修を行った場合は、通算5年以上
- (3) 一定期間をあけて研修を行った場合は、通算5年以上

# Ⅳ. 接着歯科治療専門医認定の要件及び認定基準

#### 1. 専門医認定の申請時の要件

#### 1) 研修施設において取得すべき業績(細則第15条参照)

- (1) 研修施設において通算5年以上の認定研修を修了すること
- (2) 接着歯学に関連する論文を1編以上、本会発行の学会雑誌「接着歯学」 若しくは「Dental Materials Journal」 に発表すること ただし、症例報告の場合は「接着歯学」に筆頭著者として発表すること
- (3)接着歯学に関連する発表(口頭あるいはポスター)を1回以上、本会学術大会で行うこと

ただし、症例報告の場合は筆頭演者として発表すること

- (4) 研修ガイドラインに示す経験すべき症例および症例経験数を認定研修期間内に修了すること
- (5) 特に高頻度治療と思われる治療については、十分な臨床実績を積むこと

## 2) 専門医認定に必要な研修単位(細則第14条参照)

- (1) 申請時までに細則第13条に定める研修単位を50単位以上取得すること
- (2) 細則第13条第1号に係る研修単位は25単位以上取得すること
- (3) 上記認定研修における論文発表並びに学術大会発表は研修単位に含めることができる。

#### 3) 審査に必要な申請書類及び添付資料

- (1) 専門医認定資格申請書(1号様式)
- (2) 履歴書(2号様式)
- (3) 本会会員歷証明書(3号様式)
- (4) 研修単位表 (4号様式) 学会、研修会などの参加証・受講票を添付すること
- (5) 接着歯学に関する業績目録(5-1及び5-2号様式) 基礎的・臨床的分野での症例発表や論文発表などの業績を抄録あるい は別刷り(コピー可)添付で提示すること
- (6) 日本国歯科医師免許証(コピー)
- (7) 症例報告書(6-1,6-2及び6-3号様式) 症例試験に使用する短期症例2症例及び長期症例1症例を提示すること
- (8) 経験症例記録(研修ガイドラインに示された臨床実績として)
  - ① 経験症例報告(10症例)

- ② 経験臨床実績一覧 (120 症例又は60 症例)
- (9) 認定研修証明書 (7号様式) 指導医による研修修了証明及び業績取得証明
- (10) 研修達成度評価記録到達目標達成度の指導医による評価記録
- (11) 申請料及び受験料の納付証明 払込受領証のコピーを添付すること

#### 《認定研修実施に伴う特別措置》

上記 1)研修施設において取得すべき業績については、認定研修実施に伴う 経過措置として、専門医制度発足後5年間は、指定された研修施設において 取得した業績は必要年数を遡って認めるものとする(細則附則6)。

また、研修施設における通算 5 年以上の認定研修について、研修施設ではない場合、あるいは認定研修と同等以上の研修を行った場合には、専門医認定委員会で承認されればその限りではない(細則第15条第1号)。

ただし、認定研修に相当する研修を修了したと認めるか否かの判定は、提出された申請資料をもとに以下に示す内容について審査し総合的に判断する。

- (1) 認定研修に相当する研修を行った施設が本会研修施設に指定されている。
- (2) 本会研修施設以外の施設の場合は、本要綱 I -1.-1) に示す研修施設指定の申請資格に準ずる医療施設でなければならない。
- (3) 申請の時点で5年以上当該施設に在籍している、あるいは過去に5年以上の在籍歴がある。
- (4)接着歯学に関する業績目録には、本会発行の学会雑誌「接着歯学」若しくは「Dental Materials Journal」に発表した1編以上の論文が含まれている。ただし、症例報告の場合は「接着歯学」に筆頭著者として発表したものに限る。
- (5)接着歯学に関する業績目録には、本会学術大会における 1 回以上の発表 (ロ頭あるいはポスター)が含まれている。ただし、症例報告の場合は筆 頭演者として発表したものに限る。
- (6)「経験症例記録」については、申請時までの直近5年間の症例に関する経験症例報告10症例が提出されている(5年以上経過する長期症例を含めることは可)。
- (7) 「認定研修証明書 (7号様式)」及び「研修達成度評価記録」にかえて、 当該施設の在籍期間を証明する書類が提出されている。

なお、審査の過程において、追加資料の提出を求める場合がある。

#### 2. 専門医認定審査

## 1) 専門医認定審査の公示

専門医認定委員会による認定審査は、原則として毎年度1回ないし2回実施し、実施3カ月前までに公示を行う。

## 2) 専門医認定審査

認定審査は書類審査と認定試験(症例試験及び面接試験)によって行う。 申請者は、本会専門医制度施行細則第5条に定める専門医申請書類を指定 期日までに委員会に提出しなければならない。

## 3) 専門医認定試験

専門医認定試験は、書類審査に合格した専門研修医に対して、接着歯科治療領域の専門的知識・診療技能の達成度・習熟度を総括的に評価するために下記の試験を実施し、合否を判定する。なお、専門医認定試験の詳細については、「専門医認定審査実施要項」に定める。

#### (1) 症例試験

認定研修期間に経験した症例(経験症例報告 10 症例)のなかから、接着治療による術後経過3年未満の短期症例2症例および術後経過3年以上の長期症例1症例の合計3症例を症例報告書(6号様式)にて提示する。

#### (2) 面接試験

症例報告書にて提示した症例のうち長期症例1症例について一口腔単位での情報を交えたケースプレゼンテーションを行い、口頭試問を受ける。

#### 3. 専門医認定基準及び専門医登録

#### 1) 専門医認定基準

専門医認定審査の合否は、専門医認定委員会において書類審査及び認定試験の内容をもとに総合的な評価によって判定する。

## 2) 専門医登録

- (1) 試験の合格者を理事会の議を経て専門医と認定する。
- (2) 専門医と認定された者は、細則第 18 条に定める登録料を添えて本会に 登録申請を行う。
- (3) 登録された専門医には認定証を交付し、「接着歯学」及び本会公式ホームページ等に専門医氏名を掲載し、理事会及び社員総会で報告する。

# V. 接着歯科治療専門医資格の更新要件及び認定基準

## 1. 専門医資格の更新申請時の要件

専門医及び指導医資格の認定期間は5年間とし、引き続き認定を希望する 者は、5年毎に更新しなければならない。

## 1) 専門医資格の更新に必要な研修単位(細則第15条参照)

- (1) 専門医資格の更新を申請する者は、専門医認定期限から遡り5年間に 細則第13条に定める研修単位を50単位以上取得していなければならない。
- (2) 細則第13条第1号に係る研修単位は25単位以上取得していなければならない。
- (3) 専門医認定期間中に取得単位数に変更があったときは、資格取得時又は更新時に定められていた単位を資格の認定期間中適用する。ただし、細則第 16 条に定める取得すべき研修単位数が軽減される場合には、変更後の単位数を適用する。

#### 2) 審査に必要な申請書類及び添付資料

専門医資格の更新を申請する者は、申請料(審査料を含む。)を添え、次の各 号に定める申請書類を専門医認定期限から遡り1年から6か月前までに委員会 に提出しなければならない。

- (1) 専門医資格更新申請書(11号様式)
- (2) 研修単位表 (4号様式) 学会、研修会などの参加証・受講票を添付すること
- (3)接着歯学に関する業績目録(5-1及び5-2号様式) 基礎的・臨床的分野での症例発表や論文発表などの業績を抄録あるい は別刷り(コピー可)添付で提示すること
- (4) 更新申請料の納付証明 払込受領証のコピーを添付すること

## 2. 専門医資格更新の認定基準

専門医資格更新審査の合否は、専門医認定委員会において、申請書類の内容をもとに、資格更新期間(原則 5 年)内に充足すべき更新単位数および業績について評価し総合的に判定する。

## 3. 特定の理由のある場合の措置

## 1) 専門医資格の更新留保

専門医資格の更新に際し、やむを得ない事由(海外留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、被災(激甚災害等の罹災)など)により更新が困難となった場合には、専門医認定委員会が妥当と認める根拠を有する場合に限り、更新に係る規則及び細則の適応は留保する。更新留保は、専門医認定期限までに必要書類を添えて専門医認定委員会に申請しなければならない。ただし、事故等、本人による申請が不可能な場合はこの限りではない。

#### 2) 更新留保期間及び留保期間中の扱い

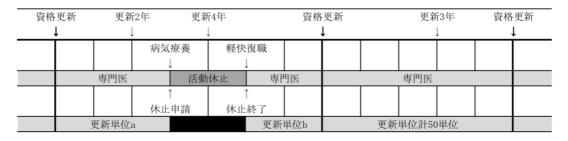
更新留保は、次に示す(1)又は(2)のいずれかによるものとする。

## (1) 専門医活動の一時休止

専門医としての活動が完全にできない期間があり、更新が困難と予想 される場合は、留保申請した次年度より専門医活動を休止扱いとし、年 単位で更新を留保する。

① 休止期間中は専門医の資格を停止する。

- ② 休止期間中に取得した研修単位は更新の対象外とする。
- ③ 申請可能な休止期間は、初回申請のみ年単位で最長3年間とする。
- ④ 休止期間の延長を希望する場合は、延長申請を1年単位で行う。
- ⑤ 休止期間後の資格更新においては、休止期間を除く前後合わせて5年間 で更新要件を満たさなければならない。
- ⑥ 資格更新後は、それ以降の更新申請は通常通り5年ごととする。



更新単位a+b=50単位

参考:日本専門医機構 新整備指針(2016 年 12 月版)における 「専門医の更新」に関する補足説明 ver.1.4 より

## (2) 更新猶予

専門医としての活動が一時的に制限される期間があり、所定の期間に更新基準を満たすことができない場合は、留保申請した次年度まで更新を留保する。

- ① 更新猶予期間は原則として1年間とし、認定期限を次年度まで延長する。
- ② 猶予期間中は専門医の資格を有するものとする。
- ③ 更新申請は6年目の更新申請期間内に行うものとする。
- ④ 資格更新後は、それ以降の更新申請は通常通り5年ごととする。

# 3) 更新留保の必要書類

留保申請する際には、更新留保の事由及び留保希望期間の詳細について専門医資格更新留保申請書(自由書式)を作成し、その事由を証明する下記書類のいずれかを添付のうえ、専門医認定委員会に届け出る必要がある。

- (1) 海外留学の場合には留学証明書
- (2) 産休・育休の場合には勤務先の休職証明書
- (3) 病気等の場合には診断書

- (4) 激甚災害等の場合は被災証明書
- (5) 介護の場合には要介護状態にあることを証明できる書類
- (6) その他の事由の場合は、それを証明できる書類

#### 4) 更新留保の審査

更新の留保は、専門医認定委員会において個々の申請内容を専門医資格更新 留保申請書及び証明書などを含めて総合的に判断し決定する。なお、必要に応 じて関連内容の調査あるいは問い合わせを行う場合がある。

#### 附則

- 1. 接着歯科治療専門医申請者の資格、専門医認定試験及び研修単位に関しては、本会専門医制度規則あるいは専門医制度施行細則の規定に従う。
- 2. 本要綱は、本会専門医制度規則あるいは専門医制度施行細則の規定に応じて改正を行う。
- 3. 本要綱は、2021年 10月 4日から施行する。
- 4. 本要綱は、2024年9月16日から一部改正施行する。